

---

# 第七章

推進体制・人材育成・法制度等への対応の考え方

文化遺産の保存・活用には、文化遺産を取り巻くソフト条件を改善することも重要な要素である。文化遺産を保存・活用する体制の構築及び人材の育成、法制度の活用などに関する対処策の基本となる考え方を以下に整理する。

## (1) 保存・活用体制の構築

### 1) 各主体の現状と課題

南城市の文化遺産に関わる主体には以下が挙げられ、それぞれ現状の関わり方と今後に向けた課題を整理する。

表 文化遺産関係主体の現状と課題

| 主体                         | 現状   | 課題  |
|----------------------------|--|---|
| 地域住民                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の文化遺産と隣接しながら生活し、愛着をもって接している</li> <li>・定期的な清掃など文化遺産の管理を行う</li> <li>・伝統的祭祀や芸能の担い手・継承者</li> <li>・字史など編集している場合がある</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化遺産の知識が若い世代に十分に受け継がれていない</li> <li>・管理の行き届かない文化遺産がある、また整備のための予算がない</li> <li>・字によっては文化遺産の継承者不足や活動の停滞がみられる(管理疲れ)</li> </ul> |
| 出身者、門中構成員                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化遺産への愛着と誇りが強く、定期的に行事に参加したり、文化遺産の保護・管理に協力したりする</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠距離に暮らす場合があり、日常的な管理には不便が生じる</li> </ul>  |
| 市民(地域外の住民、地域活動団体等)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・字の範囲を超えて文化遺産のガイド活動を行う</li> <li>・一般市民は文化遺産イベントに参加する</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化遺産を保護・管理するための市民団体は市内にはまだなく、文化遺産を活用したイベント等を行う団体も少ない</li> <li>・市民の文化遺産への関心を高める必要がある</li> </ul>                            |
| 行政(市)、公的機関(文化協会、観光協会、商工会等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財の保護、調査を担う(市文化課)</li> <li>・インターネットでの観光情報の発信や案内業務、体験滞在型観光の受入、伝統芸能イベントの開催などの取り組みを行う</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催別の個別・単発的な事業で完結する傾向があり、組織間の横断的な取り組みが少ない</li> <li>・概して資金調達方法が不安定である</li> </ul>  |
| 研究者・郷土史家                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な立場から指導・助言を行う</li> <li>・市史、字史への協力がみられる</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究の主体とはなりうるが、事業化への積極的な参加が少ない</li> </ul>   |
| 来訪者(観光客、参拝者等)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化遺産を活用したイベントへ参加する</li> <li>・口コミやインターネット等での情報発信によりPRしてくれる</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入域者の増加による環境圧の高まりが問題視される</li> <li>・来訪者の視線から居住者のプライバシーや生活環境を保護する必要がある</li> </ul>  |

## 2) 今後の保存・活用体制の構築

これまでの文化遺産の維持管理については、行政は文化財として指定または登録したもののみに関わり、それ以外の文化遺産は地域（字レベル）の主体性に委ねられてきた感がある。しかし、人口減少・流出や都市化、ライフスタイルの変化などにより、これまで文化遺産を自治していた地域システムが過渡期を迎えつつあり、今後の地域での文化遺産の継承のされ方をバージョンアップし、新たな保存と活用のシステムを構築する必要があると考えられる。

その前提となるのは以下の考え方である。

- 地域の文化遺産はどれも価値があるものであり、これからは指定・未指定に限らず、遺されたすべての文化遺産を対象として保存・活用する。
- 文化遺産そのものだけでなく、それを育む環境や景観、人的ネットワークも含めた総合的な保存・活用体制を築く。
- 所有者や地域住民が保護してきた従来のやり方（集落ベースの保護活動）を継承しつつも、文化遺産に関心を持つ多くの人々（市民、出身者、NPO等）の参画を得る。

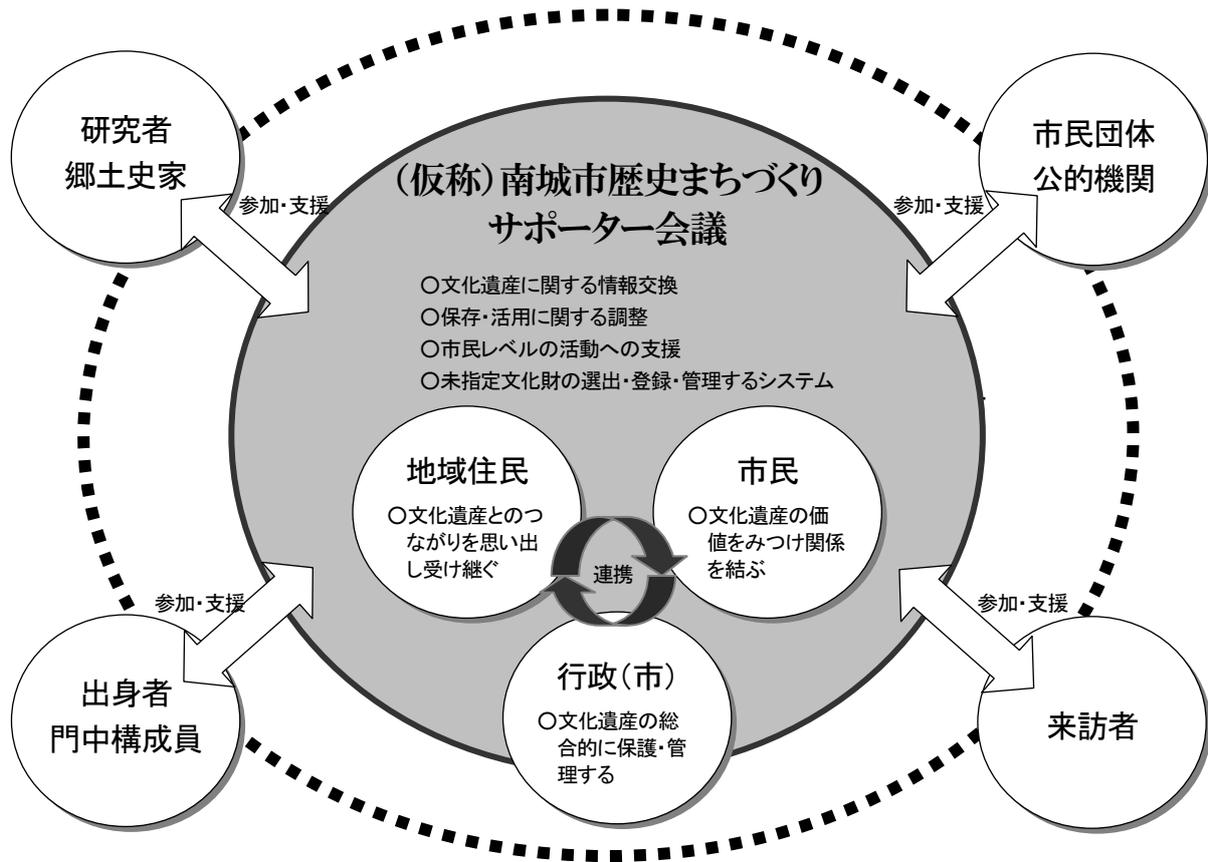
今後の文化遺産の保存・活用は、これまでの課題を乗り越え、主体となる地域とそれを支える外部の市民や関係団体、そして市による協働作業で実現していくことが望まれる。地域住民は文化遺産とのつながりを再確認し、愛着や記憶を次世代に継いでいく。市民は市内に分布する文化遺産の価値を発見し、どのように関わるかを自ら考える。市は総体的に保護・管理する体制を築くためのプラットフォームとなる。このようにそれぞれの役割の貫徹と横の連携が重要になる。

そこで、南城市の文化遺産に関する情報交換、保存・活用に関する調整、市民レベルの活動への支援などを行うことを目的に、「(仮称) 南城市歴史まちづくりサポーター会議」という協働の場を設置することを位置づける。この会議では、各地域に存在する未指定の文化遺産の選出・登録制度を今後確立し、地域住民と市民が自ら発掘・登録・管理するシステムの構築を図ることとし、関係団体、研究者、出身者、来訪者などはこうした市民の取り組みを支援する支援者（サポーター）として位置づける。こうした支援者の参加や活動に対し、行政は当面の間調整役としての役割を果たす必要があると考えられる。ただし、将来的には会議を運営し、市民と行政との調整役となるコーディネーターの発掘・養成を行い、自主的な運営を図ることのできる組織を育成する。



イメージ図

図 文化遺産を保存・活用する仕組みのイメージ



### ①地域住民

|    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 役割 | 文化遺産とのつながりを思い出し、世代を超えて楽しみながら保存・活用する |
|----|-------------------------------------|

- － 清掃活動や軽微な修復など地域での文化遺産の保存活動を継続・改善する
- － 芸能や祭り、工芸技術、昔話など無形の資源については継承者を育成する
- － 方言や伝統料理などの民俗文化、生活習慣について親から子・孫といった家族単位で伝承する
- － 外部の市民やNPO、関連団体などとのネットワーク化で活動を効率化する

### ②出身者、門中構成員

|    |                                   |
|----|-----------------------------------|
| 役割 | ふるさと・始祖の地を思う気持ちを大事にし、地域の取り組みを応援する |
|----|-----------------------------------|

- － 文化遺産の清掃や修繕などの定期的な活動に参加する、または出資する
- － 年中行事や伝統芸能などに出席・出演したり裏方として支えたりする

### ③市民(地域外の住民、市民団体、NPO等)

|    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 役割 | 南城市の歴史文化に関心を持ち、お気に入りの文化遺産の里親になる |
|----|---------------------------------|

- － 文化遺産を活用したイベントなどに参加し、外部の視点から文化遺産活用型のまちづくりに意見を示す

- － お気に入りの文化遺産をみつけ、文化遺産調査や保存・活用の具体的な活動などに参加するとともに、お気に入りの芸能や祭り、工芸技術、昔話など無形の資源の後継者として研鑽する

#### ④行政(市)、公的機関(文化協会、観光協会、商工会等)

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 役割 | 南城市の歴史文化まちづくりのリーダーや調整役として役立てる |
|----|-------------------------------|

- － 市庁内の様々な部署の横断的な連絡を密にし（現行のまちづくり連絡会議を活用）、関係部署間の施策連携や協働を進めていく
- － 全体の見取り図をつくって個々の活動を相互に連携させ、関連ある取り組みとして展開する
- － 整備や修復に要する資金や資材の確保・提供（各種補助事業の掘り起こしを含む）、人材の派遣、技術協力などの形で取り組みを支援する
- － 職員個人としても、自分が住んでいる地域の町医者的な役割を自認して、地域の歴史まちづくりに関心を持ち積極的にコミットする意識を持つ

#### ⑤研究者・郷土史家

|    |                              |
|----|------------------------------|
| 役割 | 文化遺産について学術的な情報を補充し、地域の価値を高める |
|----|------------------------------|

- － 文化遺産の保護・管理・整備・活用、保存活用区域の施策の実現について、専門的な立場から指導・助言を行う
- － 大学の研究室（ゼミ）単位で地域と協働し、住民のやる気を引き出すなど応援する

#### ⑥来訪者(観光客、参拝者等)

|    |                           |
|----|---------------------------|
| 役割 | ヨソモノの視点で地域の文化遺産の魅力を考え、広める |
|----|---------------------------|

- － 利用するときは一定のルール・モラルを守り、必要に応じて寄進するなど資源維持に協力する
- － 口コミやインターネットなどで積極的にPRする

### 3) 庁内の連携体制の強化

南城市の文化財保護行政については、今まで教育委員会が中心になって行われてきた。しかし、南城市の特徴を活かした歴史的なまちづくりに際しては、市の総合計画に基づきながら、都市計画や観光、商工業・農業等の関係部局と連携を図ることにより、多くの効果が得られる。

そのため、教育委員会や所管部局の連携を強化するため、庁内連絡調整会議を定期的に行い、課題解決や計画の実現に向けて具体的な体制を構築する。

---

## (2)文化遺産に関わる人材の育成

### 1)文化遺産に関わる人材の戦略的位置づけ

南城市の文化遺産に関わる人材は、文化遺産を保存（維持管理や伝承）する人〔護人〕、活用する人〔活人〕、それらを支援する人〔接人〕と分類される。いずれも文化遺産になじみやすくするとともに、南城市らしさを備えることを意図した造語である。それぞれは以下のような特徴がある。

#### ①護人

文化遺産を保存する人は、文化遺産が所在する地域に住む人またはそのつながりを意識する人であり、一般に文化遺産に対して誇りや愛着を抱いている。文化遺産の清掃や礼拝、修復などは地域ごとにやり方を定めており、今後ともその方法の継承・改善を図る。無形文化財の伝承者や技能保持者についても、有形文化財と同様に継承していくために後継者を育成しなければならない。また、地域にゆかりがなくとも、市内の文化遺産を守り育てたいと活動する市民を育てることも重要である。

#### ②活人

文化遺産を活用する人は、地域住民であり地域外に住む市民である。地域住民は代々受け継がれてきた祭祀の場としてあるいは地域内のイベントの場として文化遺産を活用すると考えられ、これを後継者に受け継がなくてはならない。市民は文化遺産が今後も地域で継承されるように、その活用をとおして維持管理資金が地域に還流されるような仕組みを築くことが望まれる。具体的には、文化遺産の場を活用してイベントや学習会などを開催して市民の関心を高めるとともに、売上等の一部を地域に寄付することが考えられる。

#### ③接人

護人・活人をつなぎ支援する人は、地域の出身者であったり知人・友人であったりなど、地域住民ほどでなくても地域にゆかりや愛情を持つ人であり、イベントや有事の際には駆けつけたり物心両面で支援したりすることが期待される。また、市全体の文化遺産のコーディネーターも必要で、これも接人に分類される。行政や関係機関との調整、市の歴史文化まちづくり活動の企画提案、市民活動のプロデュース、活用可能な補助メニューの情報収集、護人や活人の育成などを行う。

## 2) 人材育成の手法

### 護人

#### の育成手法

- 地区の地域区分や当番制で保護が行われている現状が多いため、地域での講習会・研修会を開くなどして全体の底上げを図る。
- 市民に呼びかけ、自主清掃や文化財継承の希望者を募り、市民講座として人材育成に取り組む。
- 学校と連携して児童・生徒による体験機会の創出を図る。
- イベントなどで伝承者の発表機会を設け、参加動機を高める。

- 文化庁または関連する省庁の人材育成事業を活用して、研修に参加させる、アドバイザーを派遣してもらうなどの育成を図る。
- 地域プロデューサー等の既存の専門人材や資格保持者に対し、歴史文化に関する認識を高めてもらうなど追加育成を図る。
- 歴史文化に関心を持つ NPO や地域活動団体向けに文化遺産の保護や活用のカリキュラムなどを開発し提供する。

### 接人

#### の育成手法

### 活人

#### の育成手法

- 地域の中で文化遺産の保全、観光や教育等への活用を率先して行う「地域（字）歴史文化リーダー」の育成を図る。
- 市域に分布する文化遺産の活用を促進する人材として、「市民歴史文化リーダー」の育成を図る。
- 景観やまちづくり、環境保全、教育など市域の人材が集まる機会などをとらえて文化財の保護・管理への参画を呼びかける。

## 3) 人材育成の具体例

南城市の文化遺産にかかる人材について保存・活用・支援に分け、それぞれの育成手法についての考え方をまとめたが、ここではさらに、地域における具体的な方法について提案する。

### ①文化遺産に関する情報提供、イベントへの参加促進

- インターネットや情報誌にて、文化遺産に関する情報を定期的な情報発信を行う。
- 琉歌募集や尚巴志マラソンなど、地域の文化遺産をテーマとしたイベントへの参加をうながす。
- インターネットや情報誌の編集・発行を通じて、地域住民や市民、団体間の交流・連携を促進する。

### ②案内ガイドや地域の語り部の育成・技術向上

- 文化遺産や地域の文化に関する連続講座を開催し、関心を持つ人材やグスクガイドや集落ガイドなど、テーマや地区毎の案内・語り部となる人材の発掘、育成を行う。
- 地域の老人会や女性会などの既存組織と連携し、方言、伝統料理等の生活文化に優れた人材を発掘し、地域の基層文化遺産の継承者として活用する。
- 南城市には2つのガイド組織があり、斎場御嶽を中心とする案内ガイドが行われているが、こうした既存ガイドに対する専門知識を得る機会を提供し、ガイドの広域化、専門化を支援する。

---

### ③地域・市民リーダーの発掘と育成

- 地区別の基礎調査や文化遺産の体験学習の機会を通じて、文化遺産に関心が高く地域内の意見をまとめることができるような人材を発掘し、地域での文化遺産の保存・活用の核となるリーダーとして養成する。
- 地域の文化遺産をテーマとした参加型イベントに参加する人のなかから、文化遺産に関心が高い人材を発掘し、市内での文化遺産の保存・活用の核となるリーダーとして養成する。

### ④歴史文化コーディネーターの育成

- 文化遺産や地域づくりに関わる人材に対し、歴史まちづくりや文化財保護等の研修への派遣や専門機関からのアドバイザー派遣を要請する。
- まちづくり行政、観光協会や商工会等において活躍している人材を対象に、文化遺産や南城市の歴史文化に対する研修機会を設ける。

### ⑤歴史文化関連NPOの設立

- 「あがりティードブラン」等のまちづくり助成制度を活用して、地域活動の支援と活動団体の育成を推進し、文化遺産に意識ある団体があれば、その活動への注力・特化を打診・調整する。
- 「(仮称)南城市歴史まちづくりサポーター会議」をとおして、市民活動に活用可能な公的資金（補助事業や助成金など）の情報を提供する。そのために関係部署が密な情報交換を図る。

---

## **(3) 関連する法制度、事業の活用及び連携**

### **1) 南城市独自の法制度的取り組みの検討(文化遺産の里親制度など)**

現状の文化財保護法は文化財単体の保護が中心であり、面的保全は伝建地区や文化的景観に限られ、また、指定・登録文化財以外の歴史文化資源については法的担保がない。このような状況では、本構想・計画で位置づけた関連文化財群の保全が十分に果たされない可能性があり、南城市の文化財保護条例を改定するなどして、より広い範囲の文化遺産の保全と活用が図られるように見直しを図ることを検討する。

その一環として、道路や樹木で行われている里親制度(アダプト・プログラム)を応用して、「文化遺産の里親制度」の創出に向けて取り組みたいと考える。この里親制度は、市民が文化遺産の親(保護者)となり、ボランティアで美化・清掃活動をしてもらう制度で、自分が住む地域にある文化遺産や自分の門中と関わりのある文化遺産などを慈しみ、自らがきれいにしていこうという自然な気持ちを形あるものにするためのものである。また、このようなゆかりのない市民であっても、大切にしたいという気持ちがあって美化・清掃活動に参加できるのであれば、積極的に里親になれるように制度運用していく。対象となるのは一般市民や企業、各種団体などである。市は活動に伴う傷害保険加入費用の負担などでこれを支援することが想定される。

### **2) 都市計画(風致地区)・景観計画との連携**

沖縄県及び南城市では、市の都市計画区域を再編し方向づける「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を平成22年8月に策定した。このなかで、国指定文化財やハンタ緑地を中心に風致地区の1種指定が決定されており、これと重複する保存活用区域では一定の開発規制が図られる。しかし、保存活用区域には風致地区から部分的に除外されるところもある。

南城市は平成21年4月に景観行政団体となっており、文化財保護の観点からも、現在策定中である景観計画との連携を図る必要がある。

### **3) 観光事業との連携**

南城市では、「南城市観光振興計画」(平成19年3月)をふまえ、市内の自然・歴史・文化を資源に「心とからだの健康・癒し」をテーマとした体験滞在交流型観光を展開中であり、平成22年2月には観光協会も発足している。今後は文化行政と観光行政とが連携して、文化遺産を活用した取り組みやそれらを紹介する人材育成、文化遺産の修復・整備などを進めていく必要がある。

観光関連の補助事業に文化遺産の保護・活用に活用できるメニューを検討しながら、市の財政になるべく負担をかけない新設される基金を活用する手法で文化遺産の修復・整備に取り組んでいく。

#### 4)「歴史まちづくり法」への進展の可能性

平成20年5月に「歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)」が施行され、平成22年3月現在で全国の16市町村が計画の認定を受けている。これは各種の特例措置や優遇措置にもとづく整備事業等を実施して、歴史的風致を維持・向上し後世に残すために発案されたものである。

全国の現状では文化遺産が面的に集約された地域での取り組みが主流であり、こうした条件にない南城市が当該法にむけてすぐに事業化することはないが、将来的には当該法を活用して歴史的環境の保存・整備に取り組むことも想定される。その際には本構想・計画におけるコンセプトや考え方をふまえながら、魅力あるまちの形成を進める必要がある。

